

一、現在ハ誠首減給等ハナサマルコト
 二、現在ノ營業方針ニ重大ナル變化ナキ限り現狀維持ノ事
 三、今后製作會社ノ方針ニヨリ止ムヲ得ズ解説者廢止サル、場合ハ
 一ヶ月以前ニ豫告スルコト
 二、解職手當ハ勤續年限
 一ヶ年以上三ヶ年未満八月俸
 四ヶ年以上五ヶ年、二ヶ月分
 六ヶ年以上七ヶ年、三ヶ月分
 八ヶ年以上拾ヶ年、四ヶ月分
 拾一ヶ年以上拾五ヶ年、五ヶ月分
 拾六ヶ年以上廿ヶ年、六ヶ月分
 尙一ヶ年以上ノ勤續者ニ對シテハ平素ノ勤務振り等ヲ參酌
 シテ特別慰勞金ヲ支給スルコトアルベシ、但シ自己ノ都合ニ
 ヲリ退職サル、場合ハ前記手當ノ半額ヲ支給ス

財團法人協同會大阪支所

財團法人協同會大阪支所

別紙二 解決條項